

佐世保商工会議所ホームページ「バナー広告掲載サービス」運用規程

1. このサービスは、佐世保商工会議所会員事業所の発展に資することを目的とするもので、佐世保商工会議所会員事業所以外の利用は原則として認めないものとする。
2. このサービスは、佐世保商工会議所ホームページ上に会員事業所の販売促進、事業拡大等のための広告を掲載するものであり、掲載する広告、内容等の作成責任を有する事業所などに対して与信を与えるものではない。
また、下記事項を遵守するものとする。
 - (1) 公序良俗に反しないこと
 - (2) 関係法規に違反しないこと
 - (3) 誤解を与えるおそれがないこと
 - (4) 他の会員に不当な利益を与えるおそれがないこと
 - (5) その他、当該サービス運用上不相当と認められないこと
3. 前条に反する場合、また他の理由で不相当と認められる場合は、このサービスは履行しない。
4. 掲載する広告、リンク先ウェブサイト、資料等及び内容に関する責任は、一切申込者（広告主）に帰属する。また、当サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応すること。当該サービスにより生じた取引上のトラブル等については、佐世保商工会議所は一切の責任を負わないものとする。
5. 当サービス利用料は、別添資料の通りとする。利用料については、本所がサービス完了後送付する請求書の通り、支払うものとする。
6. 掲載する広告については、①御社にてご用意いただく、②当所指定業者にて作成（1回5,000円事業所負担）とし、掲載月の前月末日までに納品すること。
7. この運用規程に同意した場合、下記に捺印の上、掲載開始月の前月末日までに担当課へ提出のこと。（但し、先着順のため対応できないこともあります。）また、原則として提出された当申込書（同意書）は、2回目以降も適用するため、初回のみ提出とする。但し、必要がある場合はこの限りではない。

申 込 書（兼 同 意 書）

上記運用規程に同意し、当該サービスを申込致します。

平成 年 月 日

事業所名 _____ ㊟

代表者名 _____

担当部署 _____ 担当者名 _____

【担当：佐世保商工会議所総務部 会員サービス課 TEL22-6121 FAX25-8616】